

公立学校に専門主事の職を設置することに伴う関係規則の一部改正について

1 改正の理由

公立学校の事務職員について、専門主事の職を設置することから、関係規則の一部改正を行うもの。

2 改正を行う規則

- (1) 県立高等学校管理運営規則
- (2) 県立特別支援学校管理運営規則
- (3) 県立中等教育学校管理運営規則
- (4) 県立中学校管理運営規則
- (5) 市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則

3 施行期日

令和4年4月1日

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則 第 号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16)～(21)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、<u>専門主事</u>、主任主事、主事、技術主査、主任技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16)</u> <u>専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p><u>(17)～(22)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則 第 号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16)～(21) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、<u>主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>(17)～(22) [略]</p>

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16)～(21) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、<u>専門主事</u>、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>(17)～(22) [略]</p>

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則 第 号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12)～(17) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、<u>専門主事</u>、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>専門主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>(13)～(18) [略]</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則 第 号

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する

。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 条 前条に規定する事務職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 172条第 1 項に規定する職員に相当する者）の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</p> <p>事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。</p> <p>事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。</p> <p>主任主事 上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</p> <p>主事 上司の命を受けて、事務に従事する。</p>	<p>第 2 条 前条に規定する事務職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 172条第 1 項に規定する職員に相当する者）の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</p> <p>事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。</p> <p>事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。</p> <p>専門主事 上司の命を受けて、<u>専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></p> <p>主任主事 上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</p> <p>主事 上司の命を受けて、事務に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。